

## 大阪府地域福祉推進審議会地域福祉支援計画推進分科会 民生委員・児童委員制度のあり方検討部会設置要綱

(設置目的)

第1条 第3期大阪府地域福祉支援計画における民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりの実現に向け、地域福祉を取り巻く福祉・生活課題等が複雑・多様化する中、民生委員・児童委員が地域活動に取り組む上での負担感の実態や、地域福祉に係る関係機関等との役割等を整理し、今、求められている活動のあり方等を検討することを目的として、大阪府地域福祉推進審議会地域福祉支援計画推進分科会（以下「分科会」という。）に「民生委員・児童委員制度のあり方検討部会」（以下「部会」という。）を設置する。

(調査審議事項)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- 一 民生委員・児童委員を取り巻く状況に関する事
- 二 民生委員・児童委員活動のあり方に関する事
- 三 その他必要と認める事項に関する事

(構成)

第3条 部会は分科会設置要綱第5条第2項の規定により指名された委員等で構成する。

(会議)

第4条 部会の会議は、分科会長が指名する部会長が招集し、部会長がその議長となる。

- 2 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 3 部会長は部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を分科会に報告する。
- 4 部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 5 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 部会の決議は、これをもって分科会の決議とする。ただし、分科会もしくは部会の議決により、分科会の決議としないことができる。
- 7 緊急に決定する必要がある事項について部会を招集することができないとき、又はその審議事項の内容により支障がないときは、部会長の判断により書面又は電子メールによる会議を開催することができる。

(庶務)

第5条 部会の庶務は、福祉部地域福祉推進室地域福祉課において行う。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月23日から施行する。